

火薬類取締法施行規則（抄）

（昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号）

（保安距離）

第二十三条 火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。

2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬類の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。

$$\text{距離} = \{ (\text{分母の貯蔵量に対応する保安距離}) \times (\text{貯蔵しようとする数量の立方根}) \} \\ \div \text{前項の表の貯蔵量の立方根}$$

3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

4 がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

5 地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

6 地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。

- 7 保安物件がもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。

(第 23 条第 1 項の表)

貯 蔵 火 薬 類 の 種 類												保安物件の種類及び保安距離				区 分
												第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	単位
												(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	
導火線・電気導火線及び導火管無制限	爆薬 40トン（以下）											170	270	480	550	一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫
	35											160	260	460	520	
	30											160	250	440	500	
	25											150	230	410	470	
	20											140	220	380	440	
	19											130	210	370	430	
	18											130	210	370	420	
	17											130	210	360	420	
	16											130	200	350	410	
	15											120	200	350	400	
	14											120	190	340	390	
	13											120	190	330	380	
	12											110	180	320	370	
	11											110	180	310	360	
	10											110	170	300	340	
	9											100	170	290	330	
	8											100	160	280	320	
	7											95	150	270	310	
	6											90	150	250	290	
	5											85	140	240	280	
	4											80	130	220	260	
	3											70	120	200	230	
	2											60	100	180	200	
	1											50	80	140	160	
	0.7											45	70	120	140	
	0.5											40	65	110	130	
	0.3											35	55	95	110	
	0.2											30	45	80	95	
	0.1											25	40	65	75	
200											100	100	200	200	水蓄火薬庫	
50											50	50	100	100		
導火線、電気導火線及び導火管無制限	信号焰管及び信号火せん百キログラム以下	制御発破用コード三百メートル以下	導火管付き雷管二千五百個以下	コンクリート破砕器一万個以下	信管及び火管三万個以下	導爆線千五百メートル以下	実包及び空包六万個以下	銃用雷管四十万個以下	工業雷管、電気雷管及び信号雷管一万個以下	火薬五十キログラム以下	爆薬二十五キログラム以下	10	10	10	10	三級火薬庫
導火線及び電気導火線無制限	火 薬 又 は 爆 薬 5 ト ン （ 以 下 ）											50	105	150	210	煙火火薬庫
	4											50	95	140	190	
	3											45	85	130	170	
	2											35	75	110	150	
	1.7											35	70	110	140	
	1.4											35	65	100	130	
	1.1											30	60	90	120	
	0.9											30	55	85	110	
	0.7											25	50	80	100	
	0.5											20	45	70	90	
	0.3											20	40	60	80	
	0.2											15	35	55	70	
	0.1											15	30	45	60	
	10											12	12	12	12	がん具煙火貯蔵庫
	8											11	11	11	11	
	6											10	10	10	10	
	4											9	9	9	9	
	2											7	7	7	7	
導火線、電気導火線及び導火管無制限												5	5	5	5	導火線庫

(第 23 条第 5 項の表)

貯蔵火薬類の数量	保安物件の種類及び保安距離				区分
	第四種 保安物件	第三種 保安物件	第二種 保安物件	第一種 保安物件	
	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	単位
爆薬40トン（以下）	110	170	300	340	貯蔵量に 応ずる保安距離
35	110	170	290	330	
30	100	160	270	310	
25	95	150	260	300	
20	85	140	240	270	
19	85	140	240	270	
18	85	130	230	260	
17	80	130	230	260	
16	80	130	220	250	
15	80	130	220	250	
14	75	120	210	240	
13	75	120	210	240	
12	75	120	200	230	
11	70	120	200	230	
10	70	110	190	220	
9	65	110	190	210	
8	65	100	180	200	
7	60	95	170	190	
6	60	95	160	190	
5	55	85	150	170	
4	50	80	140	160	
3	45	75	130	150	
2	40	65	110	130	
1	35	50	90	100	
0.7	30	45	80	90	
0.5	25	40	70	80	
0.3	25	35	60	70	

(地上式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。
- 二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。
- 三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。
- 四 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。
- 五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。
- 六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。
- 七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。
- 八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

- 九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。
- 十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。
- 十一 小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。
- 十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。
- 十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。
- 十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。
- 十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。
- 十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。
- 二 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

- 三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。
- 四 火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。
- 五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。
- 六 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとすること。
- 七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。
- イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。
- ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。
- ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。
- ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。

区 分	単 位	貯 蔵 量 に 応 ず る 放 爆 用 ト ン ネ ル の 断 面 積																										
放爆用トンネルの断面積	平方メートル	64	59	53	47	41	39	38	37	35	34	32	31	29	28	26	24	22	21	19	16	14	12	9	6	5	4	3
貯蔵する爆薬	(以下)トン	40	35	30	25	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0.7	0.5	0.3

- 八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第六号の規定を準用する。
- 九 火薬庫の土かぶりは、次の表の基準によること。

区 分	単 位	貯 蔵 量 に 応 ず る 土 か ぶ り																							
土かぶり	(以上)メートル	29	28	26	24	22	21	21	20	20	19	18	18	17	17	16	15	14	13	12	11	9.5	8	6	3.5
貯蔵する爆薬	(以下)トン	40	35	30	25	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- 十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。
- 十一 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。

(危険の虞のない場合の特則)

第三十二条 第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。